

柏崎市子育て応援券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、結婚、妊娠、出産のスタイルが多様化するとともに、核家族化が進む中で、子育て世帯が経済的・精神的不安を抱えていることに鑑み、有料の子育て支援サービス(以下「サービス」という。)に利用できる「かしわ★ぎ★キッズ!スターチケット」(以下「スターチケット」という。)を交付し、経済支援を行うことにより、子育て世帯が安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図り、もって子育てしやすいまちの形成に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スターチケット 11,000円分に相当する子育て支援サービスと交換できる本市が交付する1枚当たり500円×22枚の冊子につづられたチケット(以下、「紙チケット」という。)及び本市が交付するスマートフォン等に登録して利用等するチケット(以下「電子チケット」という。)をいう。
- (2) 乳幼児 平成29年4月1日以後に生まれた者で、事業の年度末の3月31日までに3歳以下のものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、前号に規定する乳幼児を現に監護し、かつ、扶養しているものをいう。
- (4) サービス利用者 第3条で定める要件を満たす者のうち、市長が適当と認めた乳幼児(以下「対象乳幼児」という。)、対象乳幼児の保護者及び対象乳幼児を養育又は保護する祖父母が利用するスターチケットによりサービスの提供を受けるものをいう。
- (5) 登録事業者 サービス利用者に対して、子育て支援等の関連サービスを提供する事業者で、本事業の目的に賛同し、第11条に定める要件を満たすもののうち、第14条第2項に規定する登録承認通知書を受けた事業者をいう。
- (6) 指定事業者 インフルエンザ、おたふく風邪などの任意予防接種を実施する市内の医療機関において、市が指定する前号に規定する登録事業者を除く事業者をいう。

(サービス利用者の要件)

第3条 サービス利用者の要件は、平成29年4月1日以後に誕生し、本市に住民票を有する乳幼児のいる家庭とする。ただし、対象乳幼児が市外に転出した場合など、サービス利用者の要件喪失日以後は、スターチケットを利用できないものとする。なお、対象乳幼児が市外に転出した後に再転入した場合、スターチケットの再交付は行わないものとする。

(スターチケットの交付)

第4条 市長は、第3条で定める要件を満たす者のうち、対象乳幼児の保護者に対してスターチケットを交付する。

2 スターチケットは、対象乳幼児ごとに年度当たり1回交付する。

3 紙チケットを紛失などにより無くした場合は、再発行しないものとする。

4 市長は、スターチケットを交付した者について、柏崎市子育て応援券事業交付台帳に必要事項を記載し、整理するものとする。

5 サービス利用者は、スターチケットを交付するに当たり、紙チケット又は電子チケットのいずれか一つを選択することができる。

(スターチケットの有効期間)

第5条 スターチケットの有効期間は、スターチケットが発行された年度の翌年度3月31日までとする。

(スターチケットの利用範囲)

第6条 スターチケットは、第13条に規定するサービスをサービス利用者が受けた場合において、その取引対価の全部又は一部として利用することができる。ただし、電子チケットを取扱う登録事業者が利用できる取引対価を別に定める場合、その定めた取引対価を利用するものとする。

2 スターチケットは、額面以上の支払にのみ利用でき、事業者から釣銭を受け取ることはできない。

(不正利用の禁止)

第7条 サービス利用者は、スターチケットを交換し、譲渡し、売買し、対象乳幼児のいる家庭以外に対して利用し、又は偽りその他不正な行為によりスターチケットを利用してはならない。

(スターチケットの返還)

第8条 次の各号のいずれかに該当したときは、交付を受けたスターチケットを返還しなければならない。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 第7条に規定する不正利用があったとき。

(電子チケットの利用停止)

第9条 市長は、電子チケットを利用しているサービス利用者が、第8条の各号のいずれかに該当したときは、サービス利用者に事前に周知することなく電子チケットの利用を停止することができる。

(不正利用に係るスターチケット取引対価の支払額の返還)

第10条 スターチケットの交付を受けた保護者が、偽りその他不正の行為によってスターチケットを利用し、既に登録事業者が第21条の規定による精算を受けていた場合は、当該保護者は当該取引対価の支払額の全部を返還しなければならない。

(登録事業者の要件)

第11条 登録事業者は、市内で子育て支援サービスを提供している民間事業者等とし、経営形態は法人に限定せず、任意団体及び個人事業主も含むものとする。

2 スターチケットの対象となるサービスを提供する事業者は、「登録事業者・サービス内容の承認に関する基準」(別添)を満たすものとする。

(指定事業者の要件)

第12条 指定事業者は、インフルエンザ、おたふく風邪などの任意予防接種を実施する市内の医療機関とし、市が指定する前条の登録事業者を除く事業者とする。

(サービスの種類)

第13条 本事業の対象となるサービスは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 対象乳幼児及び対象乳幼児のきょうだいを受ける医療行為(医療機関等で販売する対象乳幼児及び対象乳幼児のきょうだいが利用するものを含む)、インフルエンザやおたふく風邪などの任意予防接種。ただし、任意の予防接種が定期接種となった場合は、対

象外とする。

- (2) 子どもを預かるサービス
- (3) 産後の育児・家事支援（調理・洗濯・掃除）などの養育者を支援するサービス
- (4) 登録事業者が行う対象乳幼児が利用するものの販売
- (5) 登録事業者が行う対象乳幼児が利用し、又は養育者が対象乳幼児を連れて利用できる飲食及びサービス等
- (6) その他市長が特に認めるサービス
（登録事業者の承認）

第14条 登録事業者の承認を受けようとする者は、柏崎市子育て応援券事業サービス提供事業者登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 登録事業者の承認を受けようとする者は、紙チケット及び電子チケットの取扱いの可否を明らかにしなければならない。

3 既にスターチケットの対象となるサービスを提供する事業者として承認を受けている者が、電子チケットを取扱う登録事業者として承認を受けようとするを明らかにしたときは、前1項の規定による手続を省略し、電子チケットの取扱い登録事業者として登録することができる。

4 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して承認又は不承認を決定し、柏崎市子育て応援券事業サービス提供事業者登録承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により通知するものとし、承認を決定した場合は、登録事業者として登録するものとする。

（登録事業者の遵守事項）

第15条 登録事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の趣旨を理解し、適切なサービスを提供するとともに、当該サービス提供に際して利用者の安全を確保すること。
- (2) 利用者のサービス利用を促すとともに、市長が求めた場合にはその利用記録を開示し、提供すること。
- (3) 偽りその他の行為によって不正にスターチケットの換金を請求しないこと。
- (4) 当該利用者以外のスターチケットの利用や偽造されたスターチ

ケットを発見した場合は、スターチケットの受理を拒否するとともに、速やかに柏崎市に通報すること。

- (5) 本事業の効果測定のために、市長が実施する調査に協力すること。

(調査等)

第16条 市長は、登録事業者の提供するサービス内容に関して、必要があると認めるときは、当該事業者の説明を求め、又は実態を調査することができる。

(事業者の登録の取消し)

第17条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第14条第2項に規定する事業者登録を取り消すことができる。

- (1) 第11条第2項の規定による登録事業者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第15条の規定による登録事業者の遵守事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (4) 不正の手段により第14条第2項の事業者登録を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 第21条に規定する紙チケットの精算に関し不正があったとき。
- (6) 第22条に規定する電子チケットの精算に関し不正があったとき。
- (7) その他登録事業者に公序良俗に反する行為があったとき。

2 登録事業者の取消しは、柏崎市子育て応援券事業サービス提供事業者登録取消通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(登録事業者の登録事項変更の届出)

第18条 登録事業者は、登録事項のうち対象サービスを変更するときには、柏崎市子育て応援券事業対象サービス変更申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査して承認又は不承認を決定し、柏崎市子育て応援券事業サービス変更承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

3 登録事業者は、第1項に規定する対象サービス以外の登録事項を変更するときは、柏崎市子育て応援券事業サービス提供事業者登録申請内容変更届（別記第6号様式）により、事前にその旨を市長に届け出ることとする。

（登録事業者の登録抹消の届出）

第19条 登録事業者は、登録の抹消を希望するときは、柏崎市子育て応援券事業サービス提供事業者登録抹消届（別記第7号様式。以下「抹消届」という。）により、その旨を市長に届け出ることとする。

（登録事業者の登録の抹消）

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録事業者を抹消するものとする。

(1) 前条に規定する抹消届の提出があったとき。

(2) 第17条に規定する登録の取消しを行ったとき。

（登録事業者の紙チケットの精算）

第21条 登録事業者は、提供したサービスの対価の全部又は一部として受領した紙チケットの額を、次項に定める方法により請求するものとする。

2 登録事業者は、事業所名、事業者名、紙チケットの利用月、紙チケットの受領額を記載した請求書（別記第8号様式）に、紙チケットから切り離した半券を添えて、提出するものとする。

3 請求書の提出期限は、紙チケットの利用月の属する年度の翌年度の4月25日（新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）に規定する市の休日に当たるときは、その翌日）までとする。

4 市長は、第2項の規定により請求を受けた金額が適正であると認める場合は、請求書を受領した日から30日以内に登録事業者に対して支払を行う。

（登録事業者の電子チケットの精算）

第22条 市長は、登録事業者において利用された電子チケットの毎月の利用額について、電子チケット管理システムにより確認し、適当と認める場合は、翌月15日（新潟県柏崎市の休日を定める条例に規定する市の休日に当たるときは、その翌日）以内に登録事業者

に対して支払を行う。

(任意予防接種の費用の償還)

第23条 保護者は、指定事業者が行う第12条1号に規定する任意予防接種を受けた場合は、一旦医療機関窓口で現金を支払い、原則として翌月末日までにスターチケットと医療機関の領収書を持参の上「柏崎市子育て応援券事業予防接種費用償還申請書」(別記第9号様式)に必要な事項を記入し、市役所窓口にて代金請求を行うことができる。

2 保護者は、代金請求を行うに当たり、通帳又はキャッシュカード、本人確認書類及び母子健康手帳を市役所に提示することとする。

3 市長は、第1項に規定する請求の内容が適正であると認める場合は、申請を受けた日から30日以内に当該申請をした保護者に対して支払を行う。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月24日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 登録事業者の承認その他この要綱に規定する事業を利用させるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(有効期限)

3 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、スターチケットに係る代金の支払については、令和13年5月31日までの間は、この規定による失効後の柏崎市子育て応援券事業実施要綱は、なおその効力を有する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月4日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 登録事業者の承認その他この要綱に規定する事業を利用させるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行の際現に残存する申請書等は、当分の間そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の柏崎市子育て応援券事業実施要綱の規定によって既になされた手続又は提出された請求書は、それぞれ改正後の柏崎市子育て応援券事業実施要綱の規定によってなされた手続又は提出された請求書とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に残存する請求書は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。